

シンポジウム「解題」資料

# スウェーデン経済と制度 ～Mighty Triangleを実現した国家～

2010年11月16日

株式会社日本総合研究所

理事

湯元 健治



次世代の国づくり

## 1. 日本経済が直面する4つの構造問題

～限界に突き当たる「日本型成長モデル」⇒「改革なくして成長なし」

### ① 構造的なデフレ

- 日本の消費者物価および1人当たり賃金は、1997年をピークに下落傾向が持続  
その根因は、家計の雇用・社会保障などに対する将来不安および企業の期待成長率低下

### ② 製造業の国際競争力低下

- DRAM、液晶パネル、DVDプレーヤー、カーナビなど日本企業が得意としてきたエレクトロニクス製品の世界シェアが大幅に低下、日本企業は中国、韓国、台湾などアジア企業の急速なキャッチ・アップに直面

### ③ 財政赤字の膨張

- 日本の財政赤字は、このままでは、もはや制御不能な状況に直面  
ストックの財政赤字は主要先進国中最悪のレベル(政府債務残高/GDP比率は、199% < OECD >)

### ④ 少子・高齢化、人口減少

- 出生率は、1.37(09年)と主要先進諸国中、最低水準  
高齢化率(総人口に占める65歳以上人口比率)は23%と先進国中最高、2050年には40%に  
先進国中最高水準の法人実効税率と相まって、グローバル企業の海外シフトが加速

## 2. 知られざるスウェーデンの強さ

～「Mighty Triangle」＝「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」  
 ～高い国際競争力を有すると同時に、所得再配分により格差も小さく

主要指標の日・スウェーデン比較

	日本	スウェーデン
経済成長率(実質GDP) (2000～2008年平均)	1.4%	2.8%
財政収支(GDP比) (2000～2008年平均)	▲ 5.8%	1.4%
社会保障費(GDP比) 2005年	18.6%	29.4%
ジニ係数(再分配後) 2000年半ば	0.32(0.44)	0.23(0.43)

(注)ジニ係数のカッコ内は、再配分前。

(資料)OECD、財務省「日本の財政関係資料」(2010年8月)

国際競争力関連指標の日・スウェーデン比較

	日本	スウェーデン
国際競争力ランキング(WEF)	6位	2位
同IMDランキング(2010年)	27位	6位
IT競争力ランキング(09年)	21位	1位
インターネット普及率(08年)	64%	84%
ブロードバンド普及率(08年)	59%	71%
積極的労働市場政策 (対GDP比、2008年)	0.3%	1.0%
公的教育支出 (対GDP比、2007年)	3.3%	6.1%
女性の就業率(2009年)	65.0%	71.5%
法人実効税率(09年)	39.5%	26.3%
研究開発支出(07年) (対GDP比)	3.5%	3.7%

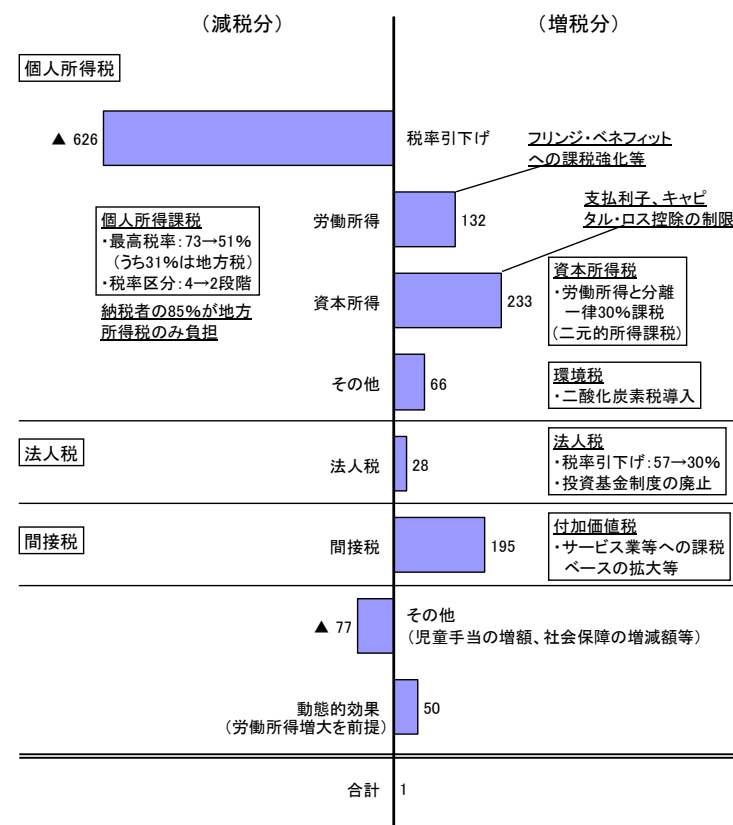
(資料) World Economic Forum、International Institute for Management and Development、OECD etc

### 3.強さの秘訣は、たゆまぬ構造改革努力！ ～ 90年代初頭の金融危機後、10年間で様々な構造改革を断行

#### 1990年代のスウェーデンの構造改革

1991年	税制抜本改革(所得税率、法人税率引き下げ、環境税導入など)
1992年	福祉改革(エーデル改革)
1993年	インフレ・ターゲティング政策導入 (コアCPI、2%±1%目標)
1995年	財政法成立、財政健全化を法定
1996年	97年度予算から3年間の 「複数年度予算制度」導入
1999年	年金制度の大改革実施

#### 1991年税制抜本改革の概要

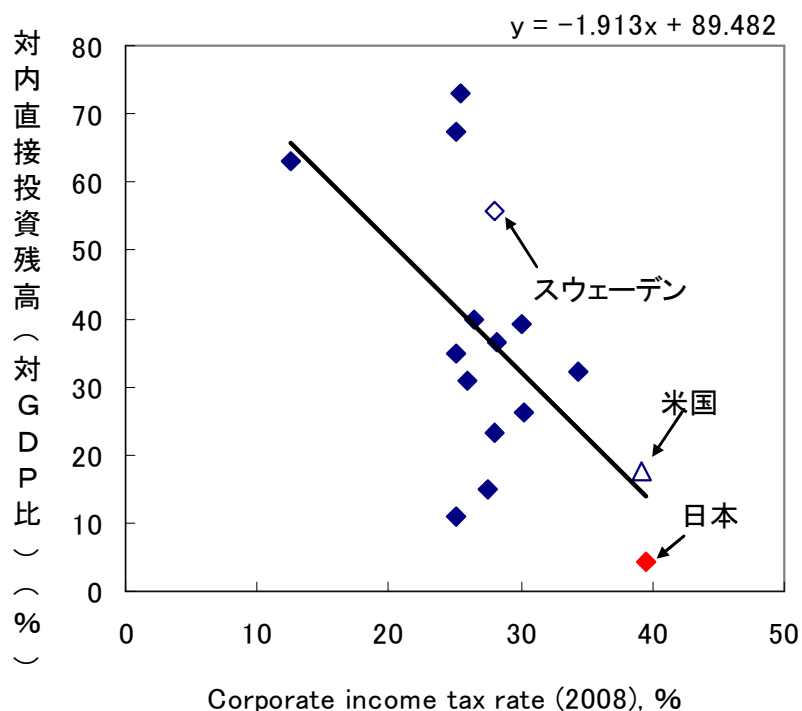


(資料) スウェーデン財務省

## 4.スウェーデン・モデルの特徴①

～強い企業の国際競争力、強固なビジネス基盤(IT、R&D、法人税制)

法人税率と対内直接投資比率



スウェーデンの企業優遇税制

- ・国税法人税のみ(表面税率26.3%、実効税率25%以下)
- ・グループ内配当金への課税控除(利益移転側は免税、受け取り側は課税)
- ・税配分準備金制度による課税控除(税引前利益の25%を限度)
- ・株式配当金、キャピタルゲインへの課税控除(非上場株、議決権10%以上、1年以上保有の上場株)
- ・ロイヤルティー源泉税非課税
- ・利払利息の全額控除
- ・損失は無期限繰越できる
- ・非居住者への配当金への源泉税免除・減額(非上場株、議決権の10%以上を有する上場株)
- ・過小資本規制なし
- ・高度外国人材(役員、専門家、研究者など)への所得税減税(課税所得75%に)

(資料) Corporate Taxes in Sweden, Jan. 2010

(原資料) 対内直接投資残高:IMF、  
GDP、Corporate income tax rate :OECD  
(資料)トムソン・ロイター(データストリーム)

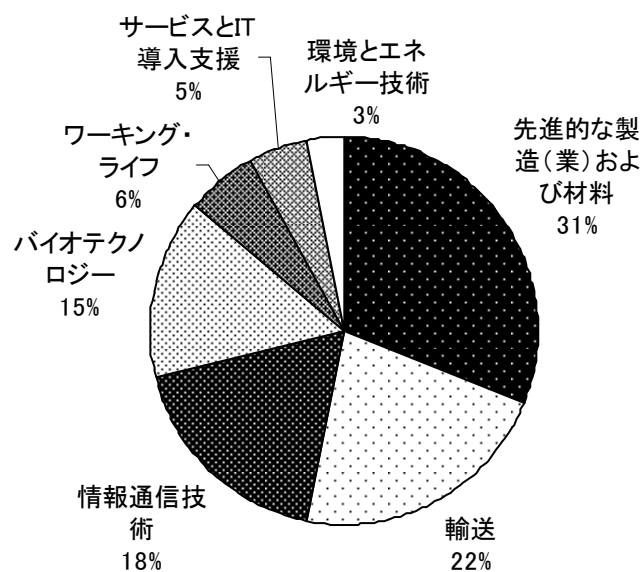
## スウェーデン・モデルの特徴② ～産業構造の転換促進と円滑な労働移動を促す積極的労働市場政策

VINNOVA(イノベーション・システム庁)の投資額  
(2008年)

主要国の積極的労働市場政策(ALMP)

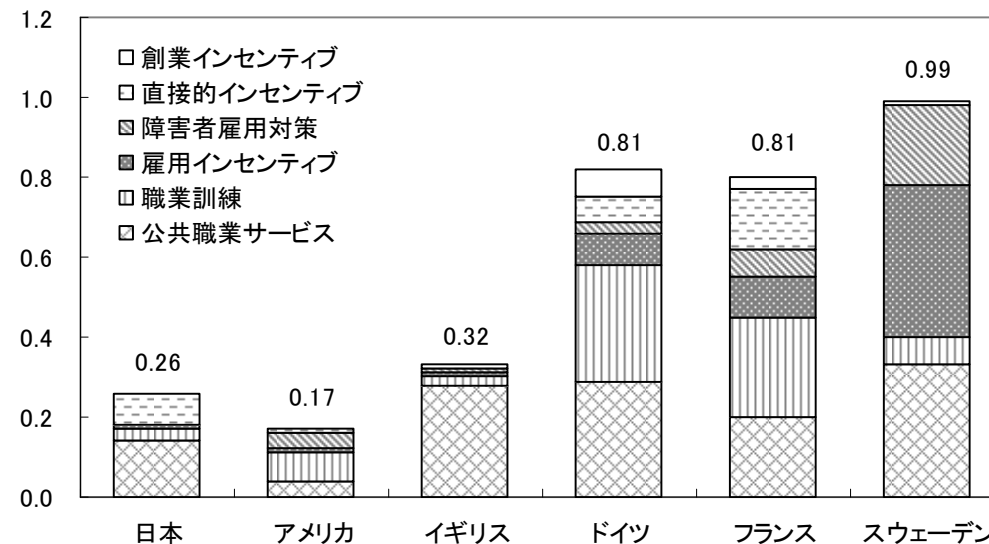
(100万ユーロ)

Companies	企業	46
Research Institutes	研究機関	42
Universities	大学	83
Public Organisations +Others	公的機関、 その他	22



(資料) VINNOVA

(対GDP比)



(資料) OECD EMPLOYMENT OUTLOOK 2010

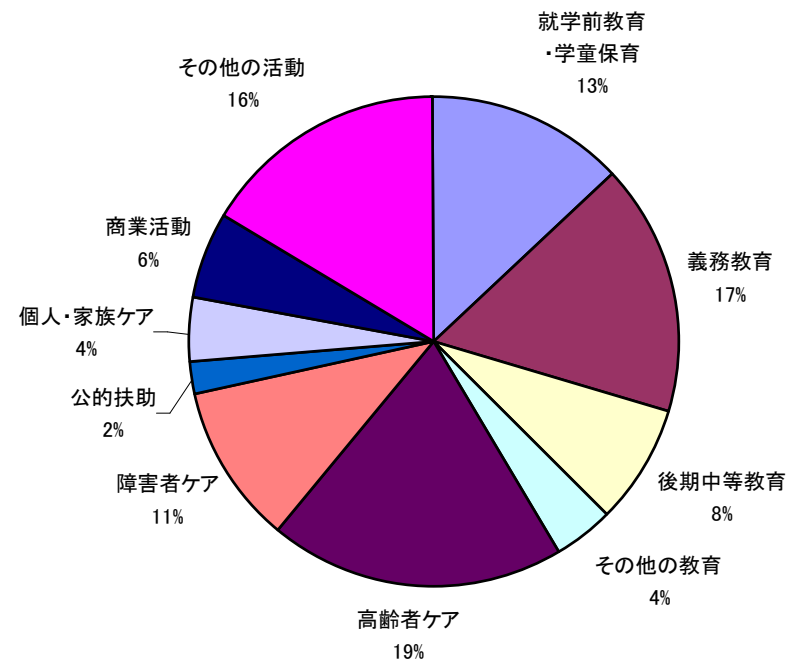
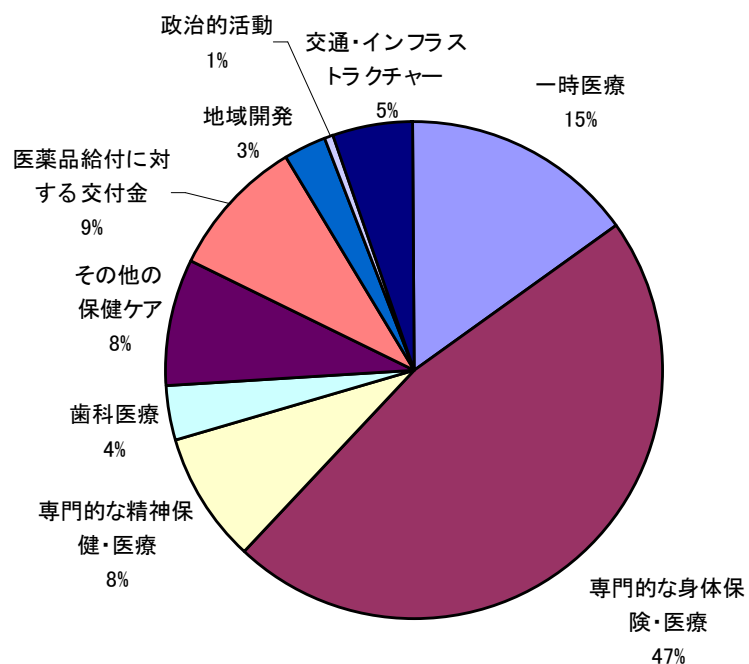
(注) 日本、アメリカは2008-2009、イギリスは2007-2008の数値。

## スウェーデン・モデルの特徴③ ～社会保障における明確な受益と負担の関係

ランスタイング(都道府県に相当)  
～歳入の72%が地方所得税～

コミュニティ(市町村に相当)  
～収入の68%が地方所得税～

<活動支出別内訳:2007年>



## スウェーデン・モデルの特徴④ ~フラットな給付と負担=「働かざるもの豊かになるべからず」

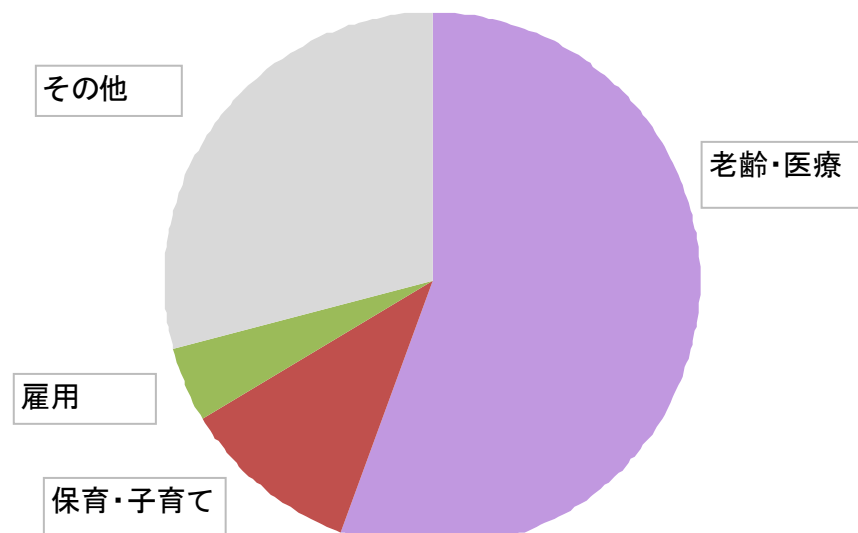
スウェーデンの税制と社会保険料負担

	税率	備考
所得税(国税)		所得階層(月給)
【所得階層1】	20%	SEK 31.600以上
【所得階層2】	25%	SEK 44.900以上
所得税(地方税)	28.89-34.9%	自治体により異なる
付加価値税	基本25%	12%、6%の軽減税率
基礎年金保険料(個人負担)1	7%	
社会保険料(事業主負担)2		
【雇用者】	31.42%	
【自営業】	29.71%	
法人税率	26.30%	
資本所得課税3	30%	

- (注)1.基礎年金保険料は、SEK 409,900以下の所得部分に課される。  
 2.25歳以下の社会保険料は15.49% (自営業は15.07%)。1938年生まれ以降で65歳以上は10.21%。1937年以前の生まれは保険料負担なし。  
 3.利子・配当・キャピタルゲイン。資本所得間の損益通算が可能。

(資料) スウェーデン財務省

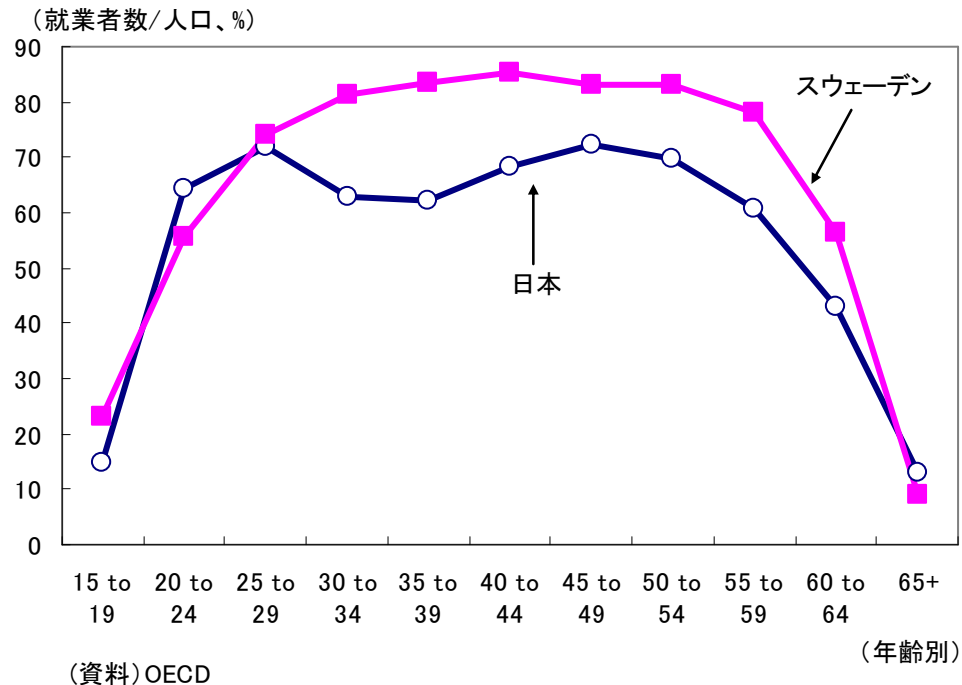
スウェーデンの社会保障支出の分野別内訳





## スウェーデン・モデルの特徴⑤ ～充実した女性の就労・子育て支援システム

年齢階層別女性の就業率  
(日・スウェーデン比較)

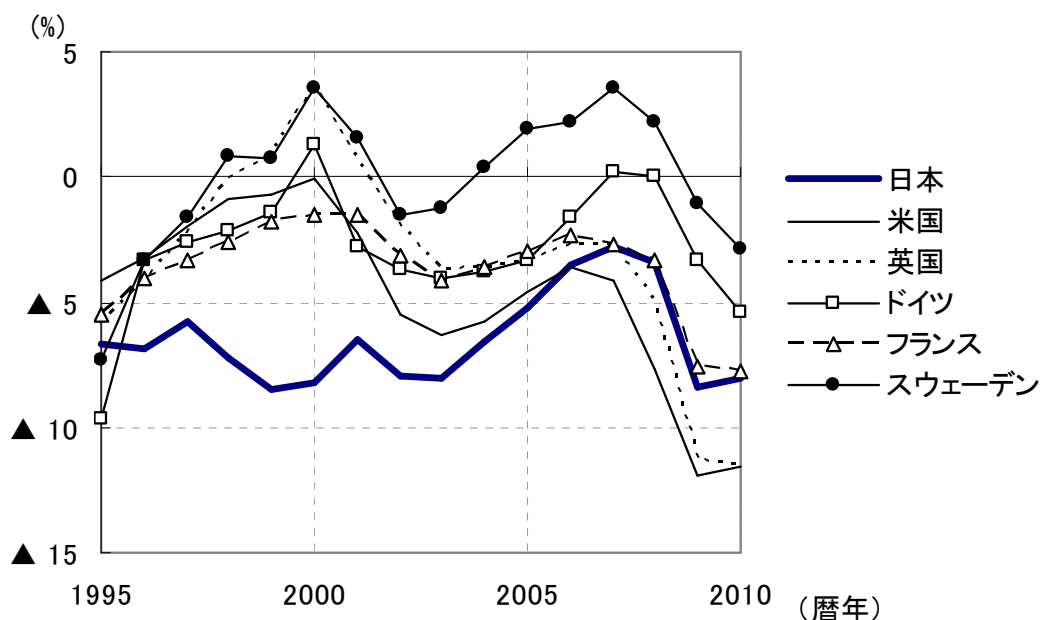


スウェーデンの出産・育児関連制度

- 出産前後7週間まで、出産休暇あり
- 出産直前の2週間、妊婦手当支給
- 事実婚の子も法的に保護
- 育児休暇480日(うち60日パパクウォータ)
- 390日まで育児休業給付(従前賃金の8割)
- 16才未満まで児童手当(多子加算、財源100%国庫負担、所得制限なし)
- 育児休業取得率(女性84.0%、男性79.2%)
- 1~5才児の8割が就学前保育所に
- 子ども(20才未満)の医療費無料
- 課税単位は個人単位(=配偶者控除等なし)
- 合計特殊出生率1.94(09年)

## スウェーデン・モデルの特徴⑥ ～法的拘束力のある厳格な財政運営ルール

一般政府財政収支の国際比較  
(対GDP比)



(資料) OECD「Economic Outlook 87」(2010年6月)、  
財務省「日本の財政関係資料」(2010年8月)

- (注) 1. 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。  
2. 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いた数値。

### スウェーデンの複数年度予算の仕組み

#### 1. 明確な財政健全化目標、ルール、制限

- ① 一般政府の純借入れ対GDP比1%の黒字目標(2000年導入)
- ② 中央政府予算の歳出上限設定(97年導入、法的拘束力を持つ)
  - ・向こう3年間の歳出総額を予め固定(補正しても超えられない)
  - ・財政の持続可能性に配慮、歳出対GDP比率が緩やかに低下するよう決定
  - ・毎年のすべての歳出項目(国債費は除く)、年金システムを対象
  - ・不透明要因に備えた予算マージンの確保(1年目1.5%、2年目2%、3年目3%)
- ③ 「良き経済運営」と地方政府の財政均衡原則(予算・決算とも)
  - ・事後的な赤字は、向こう3年間における同額の黒字で賄う
- ④ 中期展望に基づいた毎年の予算編成

#### 2. 政治主導のトップダウンの意思決定と議会の役割

- ① 内閣と内部予算プロセス
  - ・予算閣議において政策優先順位を設定

##### <春季財政政策法案>

全体的な政策の優先順位、経済のベースライン予測と  
リスク要因、財政の持続可能性と財政法による具体的な提案の  
開始時点

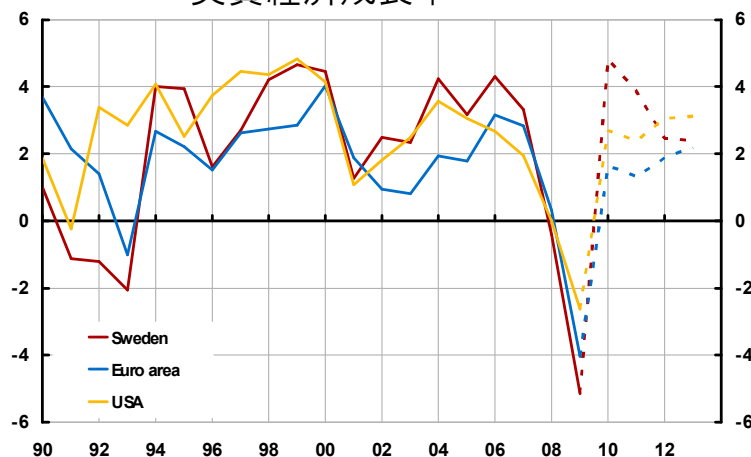
##### <財政法案>

- 27の歳出分野における政策優先順位に従って議決予算(496)を配分
- ② 議会の意思決定
  - ・まず春季財政政策法案の3年目の歳出上限を評価
  - ・財政法案における3年目の歳出上限決定
  - ・次に、議会在1年目の27分野の歳出  
(27歳出分野の合計は、歳出総額の上限を超えられない)
  - ・最後に、個々の議決予算を決定  
(個別歳出分野における議決予算は、すでに決定された個別  
歳出分野の上限を超えることはできない)

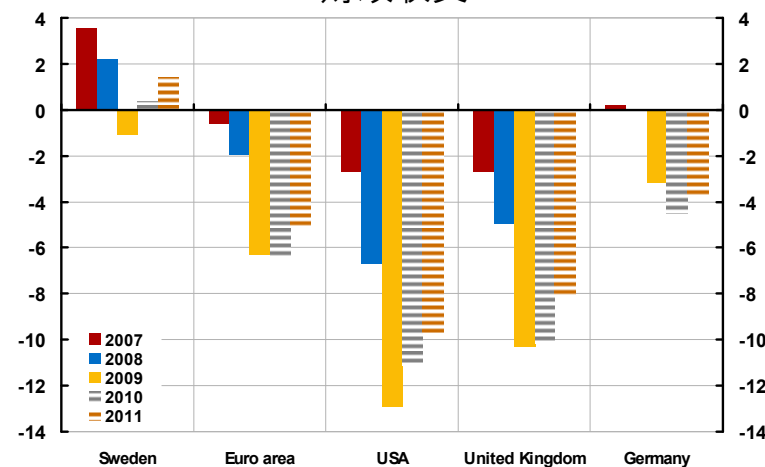
(資料)スウェーデン財務省

## 5.リーマンショック後のスウェーデン経済 ～力強い景気回復、Preemptiveな金融政策、労働市場も緩やかに改善

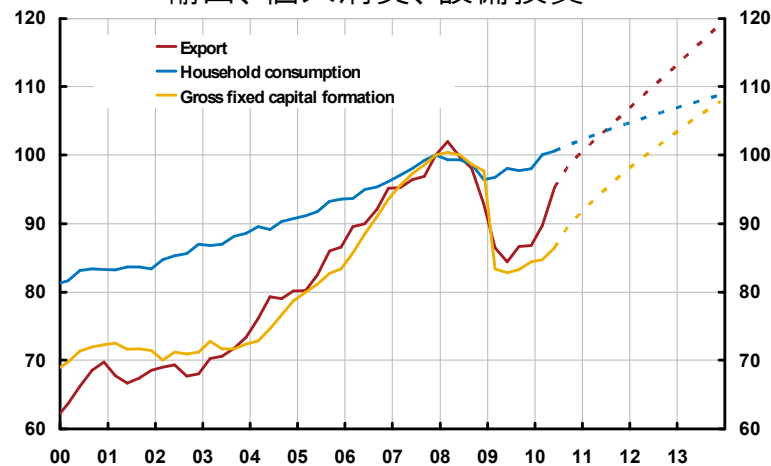
実質経済成長率



財政収支



輸出、個人消費、設備投資



失業率



## ＜参考1＞日本とスウェーデンの基本データ比較

～高福祉・高負担国家、人口、名目GDPともに10分の1以下、輸出比率5割  
 ～一人当たりGDP、労働生産性水準で日本を凌駕、出生率も回復

	日本	スウェーデン
人口	1億2,755万人 (2009年、推定値)	939万人 (2010年)
面積	約38万平方キロメートル	約45万平方キロメートル
名目GDP	5兆689US億ドル (2009年)	4,061億USドル (2009年)
1人当たり名目GDP	39,740USドル (2009年、推定値)	43,668USドル (2009年)
労働生産性(就業者1人当たりGDP(PPPベース))	67,219USドル (2008年)	78,663USドル (2009年)
輸出比率(財貨・サービスの輸出/名目GDP)	12.5% (2009年、推定値)	48.5% (2009年)
失業率(対労働力人口)	5.1% (2009年)	8.3% (2009年)
合計特殊出生率	1.37% (2009年)	1.94% (2009年)
高齢化率(65歳以上人口比率)	21.9% (2008年)	17.6% (2008年)
国民負担率(対国民所得)	39.5% (2007年度)	64.8% (2007年)

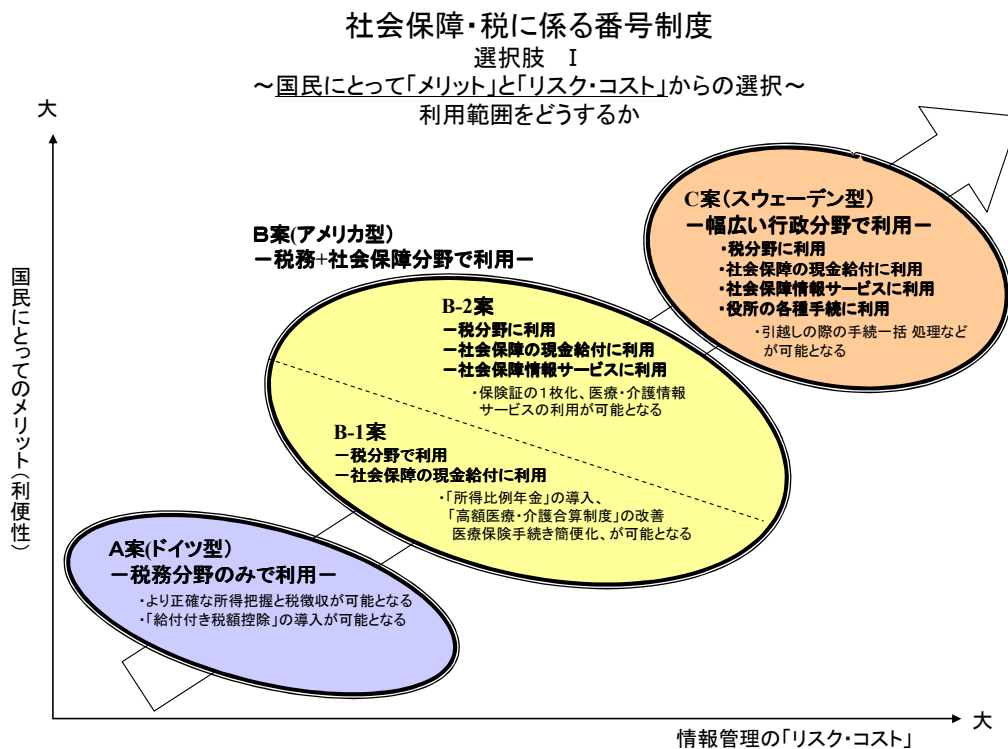
(資料)人口、名目GDP、1人当たり名目GDP、失業率:IMF"World Economic Outlook Database October 2010"

労働生産性、輸出比率、国民負担率(対GDP):OECD Stat

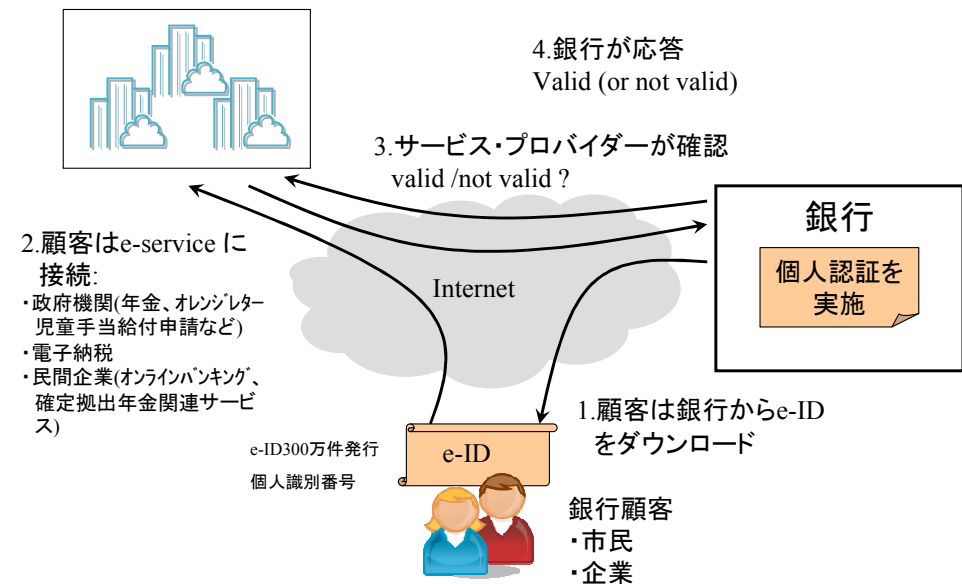
面積、高齢化率:UN"Demographic Yearbook 2008"

国民負担率(対国民所得):財務省

## <参考2> 共通番号制度による効率的な政府 ～ e-IDカードの導入で世界最高水準の電子政府を実現 ～ 納税から社会保障サービス、一般行政サービスまで幅広くカバー



### スウェーデンの電子IDカードによる電子行政サービス



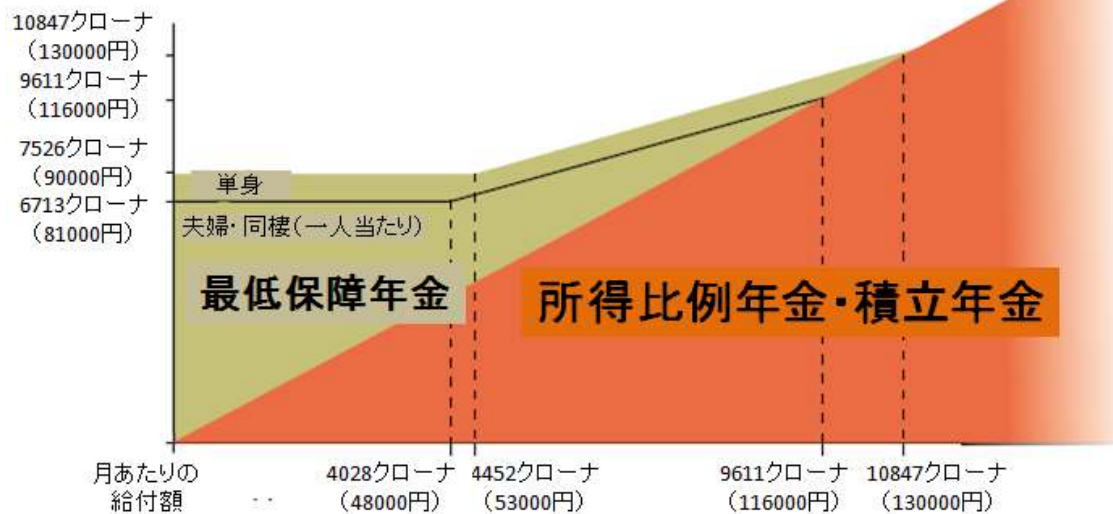
※Nordea、SEKなど主要な 銀行が認証機関となり得る  
(資料) 第4回電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会資料(2009年2月9日)

(資料)国家戦略室

## <参考3>スウェーデンの年金制度

～税財源の最低保証年金、所得比例年金は、賦課方式部分(16%)と積立方式部分(2.5%)  
～さらに、労使間の団体交渉により付加される付加年金、私的年金あり

最低保証年金と所得比例年金



協約年金、個人年金がさらに付加

